

情報公開に関する取組について

1. 国内の現状

(1) 教育研究活動の情報公開

大学の機関としての公共的な性格に鑑み、大学の教育研究活動の状況を社会に対して提供することは、大学の重要な責務である。このため、平成 11 年の大学設置基準の改正により、大学の教育研究活動等の状況の公表が義務付けられた。さらに、平成 19 年の学校教育法の改正により、大学の基本的な役割として「教育研究成果の社会への提供」が位置づけられたことに併せて、情報公開の義務も法律上に明記された。

また、大学の情報公開をより一層進めるため、平成 22 年に学校教育法施行規則を改正し、大学が公表すべき情報として、分野ごとの教育研究目的、教員組織や学生数、教育課程や学生支援の概要、キャンパスの状況等を明記した。平成 28 年には三つの方針（卒業認定・学位授与の方針、教育課程の編成・実施の方針、入学者受入れの方針）の策定・公表も義務付けられた。

◎学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）

第 113 条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

◎学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 22 号）

第 165 条の 2 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針（大学院にあつては、第三号に掲げるものに限る。）を定めるものとする。

- 一 卒業の認定に関する方針
- 二 教育課程の編成及び実施に関する方針
- 三 入学者の受入れに関する方針

2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。

第 172 条の 2 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的及び第 165 条の 2 第 1 項の規定により定める方針に関すること
- 二 教育研究上の基本組織に関すること
- 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
- 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

- 2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
- 3 第1項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

◎大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）

第2条 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。

（2）IR※について

学内の意思決定や改善活動の支援や、外部に対する説明責任・情報公開を高い水準で実現するためには、IR（インスティテューショナル・リサーチ）に関する学内の体制を構築し、大学の組織や教育研究等に関する情報を収集・分析することが必要である。

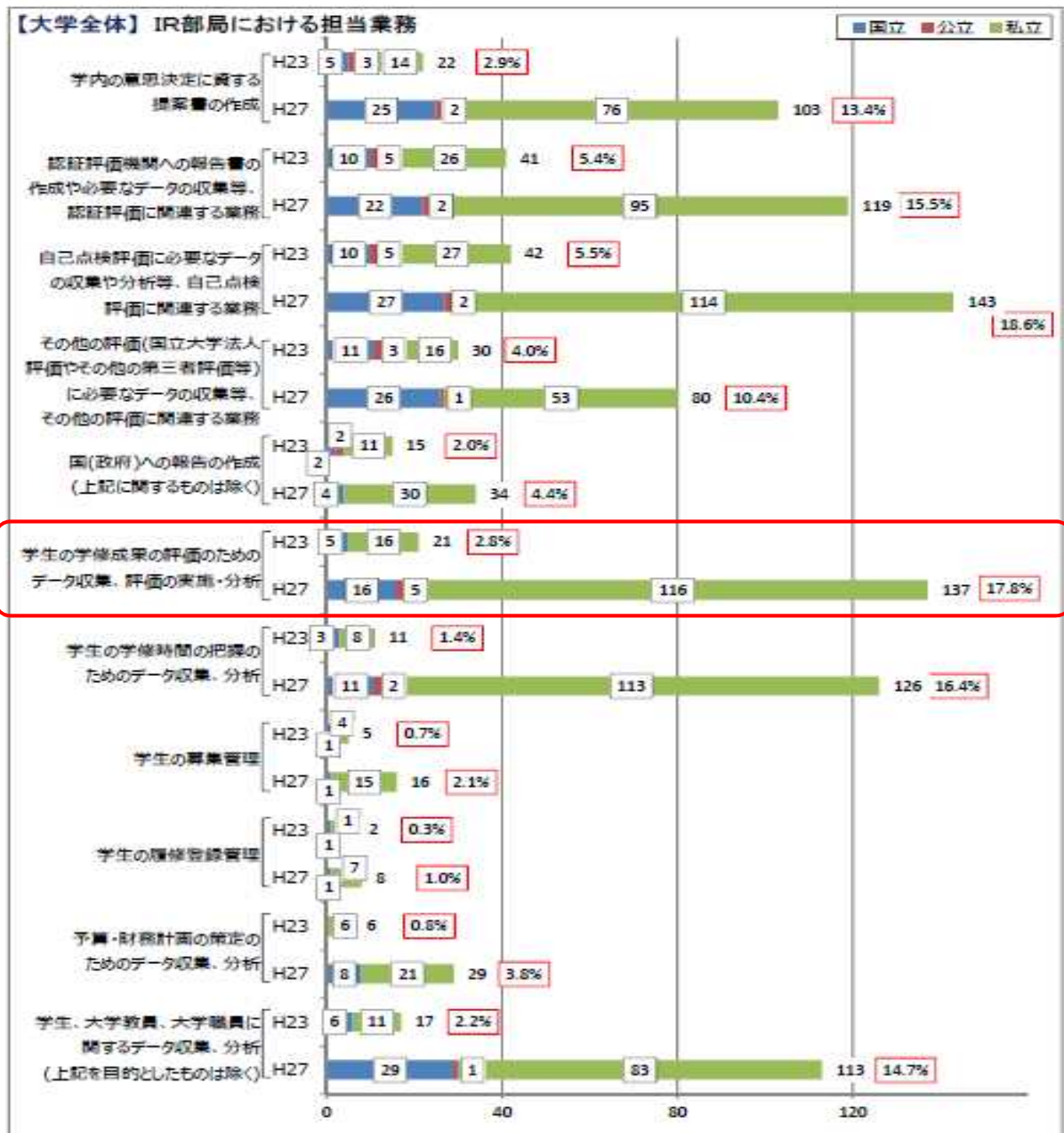
※IR（インスティテューショナル・リサーチ）…一般に、教育、研究、財務等に関する大学の活動についてのデータを収集・分析し、大学の意思決定を支援するための調査研究を指す。

「大学のガバナンス改革の推進について」（審議まとめ）（平成26年2月12日 大学分科会）

他方で、全学的なIRを専門で担当する部署を設けている大学は平成27年度時点で約30%であり、IR部局における担当業務として「学生の学修成果の評価のためのデータ収集、評価の実施・分析」を行っている大学は約18%に留まっている。



出典：「大学における教育内容等の改革状況について（平成27年度）」



出典：「大学における教育内容等の改革状況について（平成 27 年度）」

2. 海外の情報公開の状況

(1) 米国の状況

米国では、全米の大学等をデータ収集の対象とした包括的なデータベースシステム「中等後教育総合データシステム」(Integrated Postsecondary Education Data System (IPEDS)) が全米教育統計局によって管理・運用されている (<http://www.nces.ed.gov/ipeds>)。連邦政府の奨学金プログラム等に申請する大学等は、IPEDS へのデータ提出が実質上義務づけられている(データ提出がなければ申請できない)。

IPEDS からは複数のホームページにアクセスすることができ、例えば、College Navigator

(カレッジ・ナビゲーター) は学費・生活費等、中退・卒業率、分野ごとの学位取得状況、運動部活動、第三者評価の結果、キャンパスの安全等の様々なデータを確認することができるが、College Scorecard (カレッジ・スコアカード) からは、学費、経済支援、学資ローンの負債額、卒業後の平均給与等の経済面でのデータを中心に、各大学等を比較しながら確認することができ、利用者のニーズに合わせた大学情報の検索が可能になっていると考えられる。

なお、卒業後の平均給与については、内国歳入庁が有する連邦貸与奨学金利用者の収入に関する情報を基に算出している。¹

College Navigator のページ (例)

名称, 州, 学位課程
などから検索

12の共通項目(一般的な情報, 学費・生活費等, 経済的支援, 入学状況, 中退・卒業率, 分野ごとの学位取得状況, 運動部活動, 第三者評価の結果, キャンパスの安全, 学費の支払状況など)

College Scorecard のページ (例)

平均年間経費 卒業率 卒業後の平均給与

平均年間経費 卒業率 卒業後の平均給与

学費・経費

経済支援・学資ローンの負債額

卒業率・学生在籍率

卒業後の平均給与

学生に関する情報

SAT/ACT Scores SAT/ACTのスコア

教育プログラム

¹ 参照：岸本睦久 (2015), 『諸外国の教育動向 2015 年度版』, 文部科学省, p43

(2) 英国の状況

英国では、大学への公財政の配分を担うイングランド高等教育財政カウンシル（HEFCE : Higher Education Funding Council for England）と大学入試手続を担う大学・カレッジ入学サービス機構（UCAS : Universities and Colleges Admission Service）が、各大学が提供する教育コース（学士課程と大学院）ごとの情報を一元的に提供する”Unistats”を構築・運営している（<https://unistats.ac.uk/>）。

データは全国学生調査（NSS : National Student Survey）や英国高等教育統計機構（HESA : Higher Education Statistics Agency）が行う就職状況調査（DLHE : Destinations of Leavers from Higher Education Survey）等を基にしている。²

教育コースごとに、学生満足度、就職と認証評価の状況、学業の継続状況と学位の取得状況、入学条件等の情報を確認することができ、複数の大学の教育コースを選択して比較可能となっている。

Unistats のページ（例）

Your Measures	Student satisfaction	Employment & accreditation	Continuation & degree results	Entry information
Course コース		BA (Hons) International Politics Full time	× BA (Hons) Law Full time	× BA (Hons) Politics Full time
Location		Aberystwyth University 1 location: Aberystwyth	Aberystwyth University 1 location: Aberystwyth	Aberystwyth University 1 location: Aberystwyth
Overall, I am satisfied with the quality of the course	94%	87%	94%	
The teaching on my course				
Staff are good at explaining things	100%	91%	97%	
Staff have made the subject interesting	100%	83%	94%	
The course is intellectually stimulating	97%	85%	97%	
My course has challenged me to achieve my best work	83%	74%	85%	

全体的に教育の質に満足している学生の割合

教員の説明が分かりやすいと感じる学生の割合

教員の説明に興味を抱かせると感じる学生の割合

知的好奇心を掻き立てられるコースだと感じる学生の割合

優れた成果を要求されるコースだと感じる学生の割合

² 参照：独立行政法人大学評価・学位授与機構（2015），『諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要 英国』第二版，p 45

3. 論点

- 各大学によって公開する情報の内容や質、示し方等に差があることから、例えば、「大学における教育情報の活用・公表における中間まとめ」（平成23年8月5日）において示されている「検討に際しての留意点」等を参考に、情報公開に際して各大学が留意すべき点を周知する必要があるのではないか。

大学における教育情報の活用・公表に関する中間まとめ（平成23年8月5日）抜粋

（検討に際しての留意点）

大学は、学術の中心として、人材養成、文化の継承と発展、地域の社会・産業への貢献など、国内外の様々なニーズや分野の特性等に応じた活動を展開している。大学の教育情報の活用や公表について検討する際には、そうした大学の特性や多様性を踏まえながら、以下のようなことに留意することが求められる。

- （ア）学校基本調査で収集されるような大学の基礎的な情報は、一般的に大学に関心を有する者から高等教育の研究者まで、幅広い関係者にとって必要とされる情報であるとともに、その範囲や収集方法も明確であり、各大学の合意を経て公表を進め、共有していくことができると考えられること。
- （イ）公的な教育機関である大学に関心を有する者には、在学者や入学希望者、卒業生、その保護者、高等学校関係者、企業関係者、さらには海外の入学希望者や大学関係者など、幅広いことが想定され、そうした者のことを踏まえて、教育情報の公表の在り方を検討すべきであること。その場合、情報の公表に関する内容や方法も、短期大学、大学（学士課程）、大学院などの学位の段階や、学問分野によって異なること。
- （ウ）大学内で、教育研究や経営の方向性を検討するために用いる情報と、学外の多様な関係者の理解を目的として公表する情報について、分けて検討すべきこと。
- （エ）大学の規模によっては、教育情報の公表などの事務を担う体制を十分整備することが困難な場合があるため、その事務負担について検討する必要があること。

- 大学の社会への説明責任をより一層果たす観点から、学修成果の可視化と関連して各大学が公表すべき情報と合わせて、新たに法令で情報公開を義務付ける項目を検討する必要があるのではないか。その場合、例えば、入学者選抜の状況、修業年限期間に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率、教員一人当たりの学生数、卒業後の進路状況（進学率、就職率、就職先）、資格取得の状況等が考えられるのではないか。
- また、これらの情報公開の検討に当たっては海外の情報公開の背景や状況を踏まえる

必要があるのではないか。

- 各大学の I R体制の整備が進むよう、以下の観点について、I Rの好事例を踏まえつつ各大学に在り方等を示す必要があるのではないか。
 - ・ I R部署の目的や役割の明確化
 - ・ 組織的位置付け（学長のもとに置くか、学部等部門ごとに配置するか等）の在り方
 - ・ 情報の収集・分析・管理の在り方
 - ・ I Rを担う専門的能力を有する人材の育成の方策 等

- 特に I Rを担う専門的能力を有する人材の育成については、教育関係共同利用拠点の枠組みの中で、大学の教職員の組織的な研修等のテーマの一つとして取り上げ、取組を促していくことが考えられるのではないか。

- こうした環境が整い、各大学における I R体制の整備が更に進んだ暁には、I R体制の整備を法令上位置づけることも考えられるのではないか。